

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年8月30日	
契 約 件 名	KEKB-BT BH3P電磁石用磁極 22個	
契 約 金 額	12,210,000円	
契 約 の 相 手 方	宮城県仙台市太白区郡山6-7-1 株式会社トーキン	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第四係 Tel 029-864-5168	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、BH3P電磁石11台について、上下対称な磁極の改造に関するものである。電磁石の磁極は磁場分布を決める最も重要な部材であり、精密な加工精度が要求される。	
随意契約の理由	本件対象のBH3P電磁石は、株式会社トーキンによって設計、製作されたものであり、同社は部品図面、加工並びに組み立て方法等についての詳細な資料を有している唯一の企業である。電磁石の構造、組み立て方法について、細部に至るまで熟知し、本件を行うことが出来るのは株式会社トーキンにおいて他にはなく、同社が電磁石の磁極を改造することにより、製品への責任の一貫性を保つことができる。よって、株式会社トーキンと随意契約とする。	